質問第二五号

サイバー攻撃による不正売買に伴う連鎖的な取引及び信用取引の損失処理及び被害者救済に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月六日

石垣　のりこ

参議院議長　関口昌一　殿

サイバー攻撃による不正売買に伴う連鎖的な取引及び信用取引の損失処理及び被害者救済に関する質問主意書

証券取引に関わるシステムへのサイバー攻撃によって不正な注文が出され、株価に人為的な変動が生じた場合、その影響は当該注文によって成立した売買にとどまらず、その後に行われた取引にも及ぶ可能性がある。

例えば、不正注文によって株価が上昇した際に株式を売却した投資家が、その売却代金を用いて別の株式を購入し、更に当該株式を売却して別の株式を購入するなど、複数の取引を行うことが考えられる。不正注文の発生からその事実が公表されるまでにこのような取引が繰り返された場合、最初の売買を取り消すだけでは取引前の状態に戻せず、その後の取引まで取り消そうとすれば、当該不正注文とは直接関係のない投資家にも影響が及ぶおそれがある。

また、信用取引では、売買の取消しに伴い、建玉の決済、委託保証金及び追加保証金の取扱いなど、現物取引とは異なる問題が生じる。

このような連鎖的な取引に伴う損失について、投資家保護と証券市場の安定性を確保する観点から、以下

質問する。

一　サイバー攻撃による不正注文に起因する売買が取り消された場合、その売買の売却代金を用いて行われた別の株式の買付けや買付け後の売却等の後続する取引は、当然に取消しの対象となるのか、又は、それぞれの取引について個別に判断されるのか、現行法令及び金融商品取引所の規則上の取扱いを示されたい。

二　株式会社東京証券取引所の約定取消しルールには、一定の連鎖的な取引について、取消しによって決済が困難となる場合に復活のための売買を認める仕組みがあるが、サイバー攻撃による不正注文についても、この仕組みを利用できるのか示されたい。また、同ルールの対象となる取引、数量及び手続上の条件について、政府の認識を示されたい。

三　不正注文による売買の取消しに伴って後続する取引まで取り消す場合、当該不正注文に関与していない投資家の売買も影響を受ける可能性がある。政府として、このような投資家への影響をどのように評価しているか示されたい。また、政府として、連鎖的な取消しによって被害が拡大することを防止するため、どのような措置を講じているか示されたい。

四　サイバー攻撃による不正注文に起因する売買が複数回繰り返され、売却代金による利益と、その後の通常の取引による利益又は損失が混在している場合、返還すべき利益又は損害賠償の対象となる損害額を算定する基準が明確になっているか、政府の認識を示されたい。

五　信用取引において、株価変動を原因とする委託保証金の不足、追加保証金の差入れ又は反対売買が発生した後、当該変動の原因となった不正注文が判明し、関連する売買が取り消されることとなったとき、既に発生した損失、追加保証金の差入れ及び反対売買の結果について、現行制度上の取扱いを示されたい。

六　サイバー攻撃による不正注文が原因の現物取引及び信用取引に係る損失について、攻撃者、証券会社、システム事業者及びその他の関係者間の損失の負担割合の決定方法を法令上の根拠とともに示されたい。また、不正注文の原因として、証券会社又はシステム事業者の安全管理に問題があった場合における損失の負担割合の決定方法についても、法令上の根拠とともに示されたい。

七　サイバー攻撃による不正注文に起因する損失が、攻撃者又は関係事業者の資力を超える規模となった場合、被害を受けた投資家の損失は最終的に誰が負担することとなるのか、政府の認識を示されたい。また、被害を受けた投資家が十分な補償を受けられない事態を防ぐという点において、現行の投資家保護制

度は十分か、政府の認識を示されたい。

八　サイバー攻撃による不正注文が発生した場合の連鎖的な取引の取扱い、現物取引と信用取引の損失処理及び被害者救済について、金融商品取引所の規則及び関係法令を含めた制度の見直しを行う必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。